

こんなことで悩んでいませんか？

働き方改革

ぜひお気軽にご相談ください

最賃が上がって
いるが、どう
対応したらよいか



従業員が定着せず、
人手不足で
困っている

残業を
減らしたい



助成金を
利用したいが、
使い方が分からない



非正規雇用
労働者の
待遇を改善したい

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

相談無料、秘密厳守です。

ご利用いただける
サービス



来所相談・電話相談



メール相談



企業への
訪問相談サービス



セミナー開催

佐賀働き方改革推進支援センター

〒840-0826

佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4F

開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

TEL 0120-610-464

MAIL hatarakikata@sr-saga.com

FAX 0952-37-0708

佐賀働き方改革推進支援センター

お申し込みは
裏面へ

—— 専門家による無料相談 —— 申込票

佐賀働き方改革推進支援センター宛

FAX : 0952-37-0708

MAIL : hatarakikata@sr-saga.com

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 会社・事業所へ訪問 <input type="checkbox"/> センターへ来所		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 生産性向上 (業務効率化・IT 活用) <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 社員定着 (退職防止) <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度 (評価制度) <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 労働時間管理 (時間外労働 他) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 36 協定、就業規則見直し <input type="checkbox"/> 高齢者活用、女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 職場風土 (コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護の両立支援 (くるみん等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> 市町等のその他団体 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。